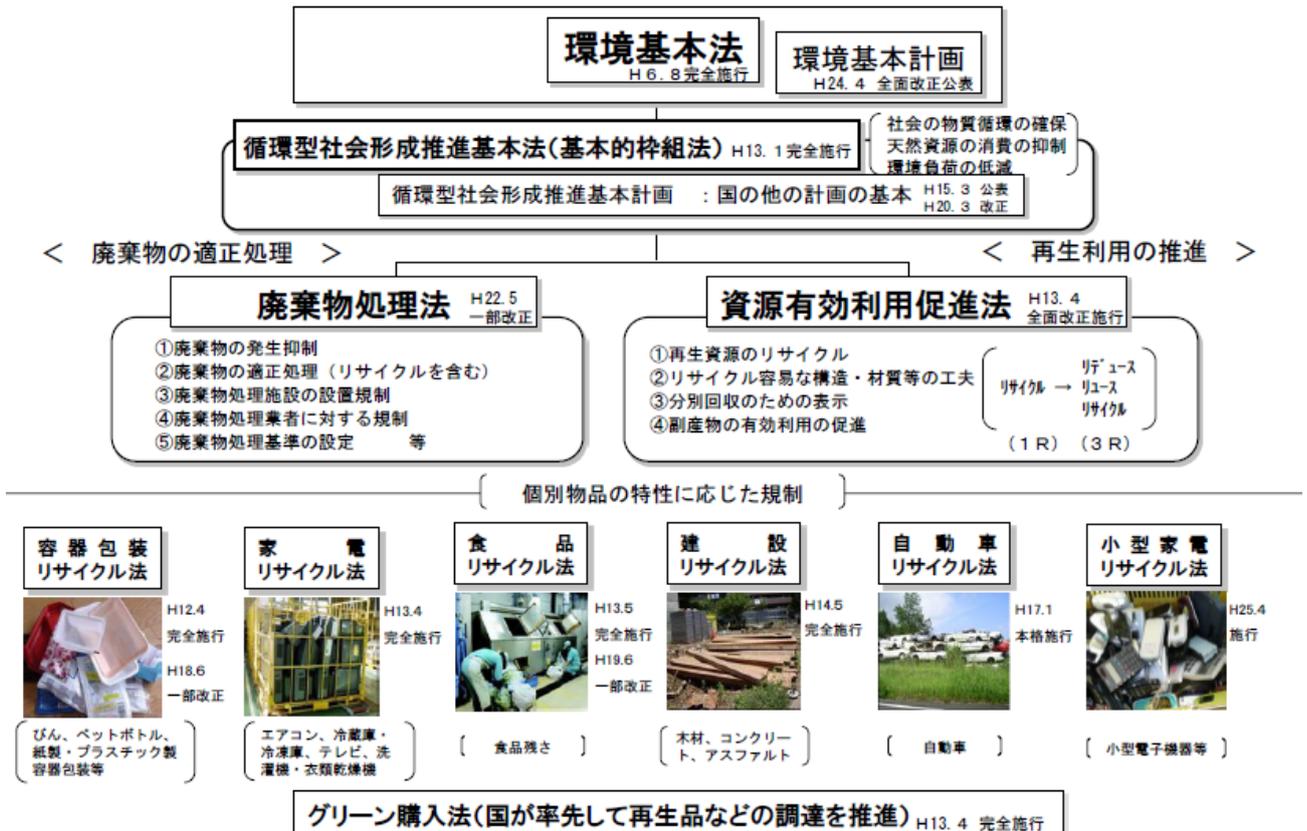


第三次計画における基本理念・基本方針について

1. 国における法体系及び基本的方向性

(1) 国における循環型社会を形成するための法体系

- 国における循環型社会を形成するための法体系は次のとおり。



(出典：第三次循環型社会形成推進基本計画の概要（環境省ホームページ）)

図 1 国における循環型社会を形成するための法体系

(2) 国におけるごみ処理に係る基本的方向性の整理

① 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めたもの。
- 平成 13 年 5 月に告示された基本方針は、今次の廃棄物処理における諸課題の解決を図り、循環型社会への転換を図るため、平成 22 年 12 月に改定版が告示されている。

基本方針（平成 22 年 12 月改定）における方向性（抜粋）

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく
- ・地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めていく
- ・まず、できる限り廃棄物の排出を抑制（Reduce）し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）、熱回収の順位にできる限り循環的な利用を行う。

② 第三次循環型社会形成推進基本計画

- 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定めたもの。
- 本計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされており、平成 25 年 5 月 31 日に第三次循環基本計画が閣議決定されている。

第三次循環型社会形成推進基本計画（H25.5.31 閣議決定）における方向性（抜粋）

- ・リサイクルより優先順位の高い 2 R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
- ・小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進
- ・アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ・東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ・エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ・低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

③ 廃棄物処理施設整備計画

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るために 5 年ごとに策定されるもの。
- 平成 25 年 5 月 31 日に、平成 25 年度から 29 年度の 5 ヶ年の廃棄物処理施設整備計画が閣議決定されている。

廃棄物処理施設整備計画（H25.5.31 閣議決定）における方向性（抜粋）

- ・ 廃棄物処理施設は、3Rの推進と併せて計画的に整備する必要がある。
- ・ 大規模災害等に備え、広域圏で処理体制を築いておく必要があり、その前提として災害時等における処理体制の代替性及び多重性の確保の観点から、各施設が備えている能力を最大限発揮できるよう常時設備を整備しておく必要がある。そのため、老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良を適切な時機に行い、一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要がある。
- ・ 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善並びに地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備、廃棄物系バイオマスの利活用の推進、災害対策の強化等、整備計画が示す具体的な方向性に合致するよう、総合的に一般廃棄物処理施設を整備していくこととする。

(3) 大阪府におけるごみ処理に係る基本的方向性

- 大阪府では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、府域における生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環的利用に向けた取組みを促進し、資源循環型の社会を構築するため、平成24年3月に「大阪府循環型社会推進計画」が策定されている。

大阪府循環型社会推進計画（平成24年3月）における方向性（抜粋）

- ・ 「リデュースとリユース」の推進により使用済みとなるものの発生量を削減し、さらに「リサイクル」の推進により使用済みとなったものの循環的な利用を進めることで天然資源の消費量と処分しなければならない廃棄物の削減を進める。
- ・ リサイクルに際しては、「リサイクルの質の確保と向上」の観点から素材へのリサイクルなど繰り返しリサイクルが可能なより質の高いリサイクルを優先する。
- ・ 処分しなければならない廃棄物は最終処分量を削減するとともに環境への悪影響が生じないよう「適正処理」を推進する。
- ・ これらの取組を進めるに当たっては、「低炭素社会」の構築や「人口減少・高齢化」の進展等によるごみの排出形態の変化などに配慮する。

2. 堺市一般廃棄物処理基本計画の位置付け及び関連計画における方針等

- 堺市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法の規定に基づき、長期的な視点に立ってごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を定めるもの。
- また、本市のまちづくりの最も基本的な指針となる『堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」』に基づいた「環境共生・循環型の地域社会づくり」の実現に向けた具体的な取り組みや、堺市環境基本計画、堺市循環型社会づくり計画との連携も求められている。

堺市総合計画 「堺 21 世紀・未来デザイン」(平成 13 年 2 月)

【基本方向】 環境共生・循環型の地域社会づくり

後期基本計画・実施計画

堺市マスタープラン 「さかい未来・夢コンパス」(平成 23 年 3 月)

【基本政策】 持続可能な環境共生都市を実現します

【基本施策】 循環型社会推進と自然環境の保全・再生

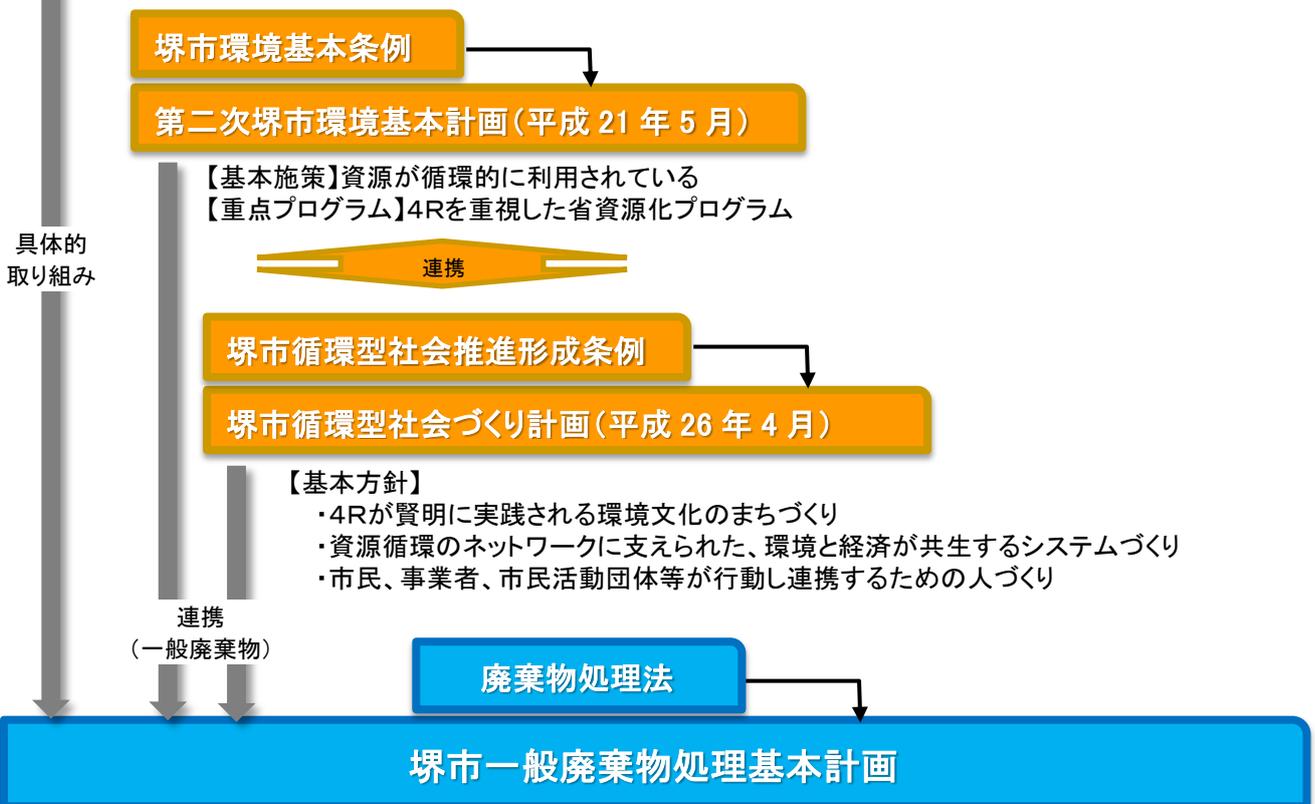


図 2 堺市一般廃棄物処理基本計画の位置付け及び関連計画における方針等

3. 第三次計画における基本理念・基本方針（案）

(1) 現行計画における基本理念・基本方針

【基本理念】三者協働による環境負荷の少ない循環型のまちづくりをめざして

【基本方針】①『ごみ』の発生・排出が抑制されるシステムづくり

②『製品』等が再利用されるシステムづくり

③『資源』が循環的に利用されるシステムづくり

④『環境』への負荷が少ない適正処理のためのシステムづくり

(2) 第三次計画における基本理念・基本計画（案）

- 国や大阪府の基本的方向性、本市の上位・関連計画における基本方針等、現行計画の基本理念・基本方針や進捗状況等を踏まえ、第三次計画の基本理念・基本方針（案）を次のとおり設定する。

基本理念（案）：市民・事業者とともにめざす

環境負荷の少ない循環型のまち「堺」

<考え方>

- ・現行計画における基本理念は、近年の国や大阪府の動向・基本的方向性や、関連する上位計画等の方針等とも整合しており、大きな見直しを行う理由はない。
- ・ただし、過去の審議会において、「三者協働による」との表現がわかりにくいとの指摘があったことから、表現の見直しを行う。

基本理念を踏まえ、次の3つの基本方針を設定

基本方針（案）①：4Rの推進

できる限りごみの発生・排出を抑制することに重点を置くとともに、ごみになったものについては再利用、再生利用の順に循環的な利用を徹底することにより、ごみのさらなる減量化・再資源化を図ります。

<考え方>

- ・ごみの減量化に向けて、ごみの発生・排出抑制から再資源化まで総合的に施策を検討していく必要があることから、現行計画の基本方針①～③を統合する。
- ・「システムづくり」との表現をわかりやすい表現に見直す。
- ・ごみの減量化を進めるにあたっては、レジ袋を断るなど「ごみの発生を断つ」こと、詰め替え品を買うなど「ごみを減らす」ことに重点を置いて取り組みを進める必要がある。
- ・国等においては3R、2Rとの考え方が示されているが、発生抑制が重要であることを強調するため、また、市の関連する上位計画等においても「4R」の考え方が示されており、一定市民に定着していることなどから、第三次計画においても4Rの方針を掲げる。

基本方針（案）②：市民・事業者との連携

ごみ減量・リサイクルの実践者である市民・事業者のみなさんと連携することにより、さらなるごみ減量・リサイクルの推進に努めるとともに、地域の環境美化への取り組みを進めます。

<考え方>

- ・家庭ごみの資源物の分別率向上や、レジ袋削減などのごみ減量化を推進するにあたっては、その実践者である市民・事業者の協力が必要不可欠であり、その自主的な行動をサポートしていくことが必要である。
- ・平成 26 年 4 月策定の堺市循環型社会づくり計画において「市民、事業者、市民活動団体等が行動し連携するための人づくり」との方針が掲げられていること、これまでの審議会において市民等との連携について多数のご意見があったことから、新たに基本方針として掲げる。

基本方針（案）③：環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

ごみを安全かつ安定的に処理する従来の機能とともに、広域的な視点に立った施設整備を進めます。
また、環境への負荷をできる限り低減するとともに、ごみ処理時に発生する熱エネルギーの有効利用を促進するなど、低炭素社会の実現に貢献します。

<考え方>

- ・現行計画の基本理念④を基に、国の基本方針や第三次循環基本計画、廃棄物処理施設整備計画において示された低炭素社会との統合的取組や大規模災害時の処理体制の確保の考え方を取り入れる。

- なお、今後、基本理念・基本方針に従い施策を立案するにあたって、次のとおり基本視点を設定する。

施策検討にあたっての基本視点：費用対効果と市民サービスの向上

<考え方>

- ・上位計画である第 2 次堺市環境基本計画（平成 21 年 5 月）においても「“4 R”を基本とする省資源化対策は費用対効果に留意しながら進める」との考え方が示されており、具体的な施策の立案にあたっては、少ない経費で高い効果をあげるよう検討していく必要がある。
- ・また、引き続き、廃棄物発電による売電収入の確保に努める必要がある。
- ・基本理念である「市民・事業者とともにめざす循環型のまち」の実現に向けて、ごみ減量・リサイクルの実践者にとってより良いサービスを提供できる施策を検討していく必要がある。